

第三次環境基本計画の取組状況

資料2-2

環境部環境政策課

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性
◆参加と連携による環境保全				
参加と連携による環境保全	ア 環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■信州環境フェアの来場者数は減少傾向 H23年度 11,145人 ⇒ H28年度 6,634人 ■信州環境フェア地域連携事業は順調に増加 地域連携事業数 H23年度 0件 ⇒ H29年度 9件 ■信州豊かな環境づくり県民会議の会員数の減少 H23年度 94団体 ⇒ H28年度 87団体 増加の見込みはなし ■森林(もり)の里親契約数 H23年度末 75件 ⇒ H28年度末 129件 ■年3回認証委員会を開催し森林CO2吸収評価認証の審査対象の9申請は、全て認証を取得 ■年3回認証委員会を開催し、木造公共施設整備事業で整備した施設は全て認証を取得 	<ul style="list-style-type: none"> ■活動内容のマンネリ化 信州環境フェアでの来場者数の低下、豊かな環境づくり県民会議の会員数の低下がみられ、要因として「活動内容のマンネリ化」が考えられ、これとともに関係者の関心の低下を招いていることが危惧 ■森林(もり)の里親契約件数は順調に増加 ■認証申請の森林整備面積が減少 CO2吸収量認証制度の普及が課題 ■制度の普及(制度が知られていない) 一般住宅での取得が少ないことが課題 	<ul style="list-style-type: none"> ■啓発方法の見直し 環境保全活動の普及・啓発について、従来の手法を見直し、費用対効果が高い方法を検討していくことが必要 ■企業への営業活動の実施 ■県内に保養施設等を有する特別区へのPR ■林業普及指導員等による森林の里親が実施する森林整備の指導等の実施 ■建築関係団体の会議における、きめ細やかな制度説明 ■認証のメリットを創出
	イ 環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■学校教育における環境教育の実施、教員の研修 ・環境保全等の学習活動の展開 学習指導要領に基づき、各教科・総合的な学習の時間等を通じた、環境保全にかかわる学習活動の展開 ・教職員研修の充実 総合教育センターでの環境教育にかかわる講座の開設や、環境教育リーダー研修基礎講座等への教員の派遣 ・ユネスコスクールへの加盟 ESD(持続可能な開発のための教育)の拠点となるユネスコスクール加盟についての周知 ■地域における学習、体験機会の場の創出・支援 ・信州ふれあい自然体験キャンプ」の実施 小・中学生の「生きる力」を育み、自己肯定感を養うため、長野県少年自然の家を会場とする自然体験活動キャンプを、夏期休業期間中に4泊5日の日程で開催 ・環境保全研究所における各種講座の開催 親子環境講座、自然ふれあい講座、信州自然講座及びサイエンスカフェを実施 ■地域の自然を守る意識の醸成 ・子ども向け環境教育の機会提供 小さな頃から地域の自然や身近な環境問題について考える機会として、こどもエコクラブやキッズISO事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■環境保全等の活動状況(取組を行う学校の割合) 【小学校】空き缶・ごみ拾い79.3%、河川・湖沼の浄化17.1%、公共の場の整備54.8%、森林等の育成45.7%、節電・節水等94.5% 【中学校】空き缶・ごみ拾い89.2%、河川・湖沼の浄化19.4%、公共の場の整備80.1%、森林等の育成23.7%、節電・節水等95.2% ■総合教育センターでの環境教育研修の実施状況 講座名「かしこい消費者・エコ生活～持続可能な社会をつくる家庭生活」、「生徒の興味を高める環境実験～農業・工業・理科の授業に活用しよう～」計2講座 ■各種研修への教員の派遣状況 ・環境教育リーダー研修基礎講座(1名) ・緑の基金主催「森林環境教育指導者研修会」(15名) ■ユネスコスクールへの加盟状況 ・加盟校4校(小学校2・中学校1・高校1) ・加盟申請中6校(小学校4・中学校2) (※以上、H28年度の状況) ■年1回、8/7～11に実施。33名参加 ■環境保全研究所における講座参加者は増加 H23年度 437人 ⇒ H28年度 791人 ■こどもエコクラブ数及びメンバー数は減少 H23年度 119クラブ、4,700人 ⇒ H28年度 35クラブ、1,675人 ■キッズISO参加校の減少 H23年度 11校 ⇒ H28年度 4校 ※参加者の変化:H23年度 494人 ⇒ H28年度 699人 	<ul style="list-style-type: none"> ■ESDの視点を含めた環境教育の推進 学習指導要領に基づき、各学校では、環境教育の推進が図られており、その学習活動も広く実施されてきている。しかし、これまでの環境教育の取組を大切に位置付けながらも、ESDの視点で環境教育をとらえ直すことが課題 ■特色ある環境教育を実施できる機関、人材の協力 キャンプ場を外れた森での野営など、子どもの自立心、自己肯定感を育むプログラム内容に対応できる機関、人材との幅広い連携 ■少子化 ■ESDなど新しいテーマへの対応 ■事業のマンネリ化 こどもエコクラブ数やキッズISO参加校の減少から、事業内容のマンネリ化によるものが大きいと推察

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性
参加と連携による環境保全	ウ 環境影響評価による環境保全の推進 ■環境影響評価制度の適切な運用 長野県環境影響評価条例を平成27年10月に改正し、メガソーラーなど従来想定していなかった大規模開発事業への対応や、事業の検討段階から環境配慮を行う計画段階環境配慮書手続の導入等を新たに実施 ■公共事業における環境配慮の推進 環境影響評価法や環境影響評価条例の対象外となる県公共事業における環境配慮を推進するため、「公共事業等環境配慮制度」を着実に実施	■法及び条例に基づく手続実施数が大幅に増加 ・法対象事業数 1件(H23)→5件(H28) ・条例対象事業数 6件(H23)→14件(H28) ■公共事業等環境配慮制度の実施数が着実に増加 実施事業数 17件(H23)→52件(H28)	■平成27年10月に改正した長野県環境影響評価条例の効果を検証	■検証結果を踏まえ、必要に応じて効果的な取組を検討
	エ 県環境保全研究所における調査研究等 ■環境保全に関する試験検査、調査研究、情報の収集及び提供 環境保全や保健衛生の向上に寄与する試験検査、調査研究、情報の収集及び提供並びに普及啓発を実施	■国や他県の関係機関、県内の大学や試験研究機関と連携しながら水質・大気・廃棄物、生物多様性の保全、気候変動対策に係る試験検査、調査研究などを進め、科学的知見から、県の環境政策を推進 ■鳥や魚の大量死など突発事案における原因物質の究明や環境への影響調査などを実施	■調査研究機能の充実 ■状況の変化に即応した測定・分析の実施と試験研究機能の充実	■研究管理機能の強化 ■研究員の充実と資質向上及び研究機能の強化 ■他の研究機関、行政機関等との連携・共同研究の推進 ■県民への情報発信力強化 ■研究施設・設備の充実
	オ 景観形成、緑化の推進 ■地域主体による景観形成 情報提供や助言により、景観行政団体への移行を目指す市町村を支援	■景観行政団体市町村数は順調に増加 平成23年度12市町村 →平成28年度21団体		■引き続き移行を目指す市町村の支援を行うとともに、未移行市町村への啓発等を強化し、景観行政団体への移行を促進

主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性
------	----------	--------	--------

◆地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進～持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会の構築～

エネルギー需要の県民の手によるマネジメント	<p>ア エネルギー消費量の削減</p> <p>■エネルギーの効率的な使用と省エネ型機器の普及</p> <p>・事業活動温暖化対策計画書制度 大規模事業者に対しエネルギー使用の合理化に係る計画書の提出を義務付けて自主的な取組を促すとともに、県は作成の助言や評価、立入調査による省エネ助言を行う。(H26～)また、中小規模事業者の任意提出も可能</p> <p>・家庭の省エネサポート制度 エネルギー供給事業者の社員を家庭の省エネアドバイザーに認定し、業務で家庭を訪問する際に、省エネアドバイスや簡易診断を実施(目標:H29年度までに延べ10万件実施)</p> <p>・県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク 参加事業者を募り、実施期間中に公共交通機関又は自転車等による通勤を促進</p> <p>・エコドライブの普及 県民を対象とした教習会を開催し、環境負荷の低い運転方法を普及</p> <p>■快適な省エネの住まい・まちづくりの推進</p> <p>・信州型住宅リフォーム促進事業 県産木材の活用した既存住宅の省エネルギー化リフォーム、先導モデルとなる高断熱化リフォームに対する支援を実施</p>	<p>■H27年度対象事業者のGHG排出量実績:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度比▲2.2%(H26年度比▲1.6%) ・立入調査件数:160件(H26～H28年度累計) ・任意提出事業者:2者 <p>■省エネアドバイス等件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・累計 95,325(アドバイス93,744、簡易診断1,581)(H29.1現在) ・協力事業者39者、アドバイザー408名(H29.1時点) <p>■H28.3信州協働大賞受賞</p> <p>■県下一斉ノーマイカー通勤ウィークの参加事業者数は減少傾向</p> <p>H23年度 458者(年2回開催) ⇒ H28年度 69者(年1回開催)</p> <p>■エコドライブ教習会1回当たりの参加者数は微増傾向</p> <p>H23年度 35人(年4回開催) ⇒ H28年度 15人(年1回開催)</p> <p>■信州型住宅リフォーム助成金(一般型・移住促進型)</p> <p>H28年度実績(見込み):124件</p> <p>■信州型住宅リフォーム助成金(省エネ先導モデル型)</p> <p>H28年度実績(見込み):2件(東信地区、中信地区)</p>	<p>■任意提出事業者数の伸び悩み 制度対象となる大規模事業者のGHG排出量は減少しているが、提出義務のない中小規模事業者からの任意提出数は2者(平成28年度末)と低調</p> <p>■評価に応じた優遇施策や制度がないほか、評価の認知度が低い。任意提出に対する事業者の動機付けとなる制度や優遇措置が少なく、県の現地確認による助言のみ</p> <p>■省エネアドバイス等の未実施市町村の解消</p> <p>■県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク参加事業者の減少 実施回数が年2回から年1回になったことや、市町村や事業者主体の取組が増えていることが要因と推察</p> <p>■住宅の省エネルギー対策の強化 住宅の省エネ対策の強化や、既存住宅の有効利用が求められていることから、制度開始後5年目を迎える中で、制度内容の再検討を行う必要</p>	<p>■制度の認知度向上を促進</p> <p>■省エネアドバイス等の未実施地区に協力事業者の掘り起し</p> <p>■周知方法や実施時期等を工夫して継続</p> <p>■エコドライブについては、講習会の実施時期等を工夫しながら継続</p> <p>■助成制度の見直し 省エネ化を重点化するとともにバリアフリー化や県産木材利用、子育て世帯等のリフォーム支援により居住環境の向上と既存住宅の有効利用を促進(H29～)</p>
	<p>イ エネルギーの特性に応じた適切な使用</p> <p>■熱利用の促進 木質バイオマスをはじめとする自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入に取り組む市町村等を支援</p>	<p>■自然エネルギー熱導入量</p> <p>H23年度 814.0TJ → H28年度 1,124.1TJ</p> <p>■地域主導型の熱供給・熱利用事業の事業化支援件数</p> <p>H23年度 一件 → H28年度 25件(累計)</p> <p>■グリーンニューディール基金事業を活用して木質バイオマスの暖房設備を導入した防災拠点数</p> <p>H23年度 一件 → H28年度 19件</p>	<p>■自然エネルギーの熱導入量の進捗は、低調</p> <p>■熱利用のための設備導入を進める上で、エネルギーの種別ごとに課題が存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通:導入コストが高い ・木質バイオマス:安定した燃料供給体制の確立 ・地中熱:認知度が低く、導入コストが非常に高い ・太陽熱:太陽光発電との競合 	<p>■環境エネルギー分野の産業化と連動した普及策の検討</p>
再生可能エネルギーの利用と供給の拡大	<p>ア 再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大</p> <p>■自然エネルギー発電設備の設置拡大</p> <p>○太陽光発電・小水力発電</p> <p>・おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト 民間企業等への県有施設の屋根の貸出により、初期投資を軽減した太陽光発電の導入を促進</p> <p>・収益納付型補助金制度の創設 小水力をはじめとする自然エネルギー発電事業が促進されるよう、収益納付型補助により地域における事業化を支援。</p> <p>・小水力発電キャラバン隊 部局連携による小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援</p> <p>○バイオマス発電(非木質)</p> <p>■流域下水道終末処理場での消化ガス発電の実施 汚泥焼却炉を有せず余剰ガスの多い犀川安曇野流域終末処理場で消化ガス発電を実施</p>	<p>■自然エネルギー発電設備容量は大幅に増加</p> <p>H23年度 14.0万kW → H27年度 88.6万kW</p> <p>■おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト</p> <p>H23年度 一件 → H28年度 5件(累計)</p> <p>■自然エネルギー発電事業の事業化支援件数</p> <p>H23年度 一件 → H28年度 26件(累計)</p> <p>■小水力発電キャラバン隊による支援件数</p> <p>H23年度 一件 → H28年度 62件(累計)</p> <p>■消化ガス発電電力量は順調に推移</p> <p>H26年度 1,190,359kWh ⇒ H27年度 1,390,928kWh</p>	<p>■自然エネルギー発電については、設備容量が順調に増加しているものの、太陽光が99.0%を占め、それ以外(風力、小水力、バイオマス、地熱)の導入は低調</p> <p>■諏訪湖流域終末処理場、千曲川流域(上下流処理区)終末処理場など、他の流域下水道終末処理場での消化ガス発電の実施可能性を検討</p>	<p>■太陽光発電の一般化と適正な推進</p> <p>■太陽光以外の種別の自然エネルギー発電の普及</p> <p>■消化ガス発電の拡大 消化ガス発生量を増やす運転方法の検討 汚泥処理工程の見直しによる消化ガス発電の拡大</p>

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性
再生可能エネルギーの利用と供給の拡大	<p>○バイオマス発電(木質)</p> <p>■信州F・POWERプロジェクトの推進による、林業創生と一体になった熱電併給型木質バイオマス施設の設置と地域熱供給の推進</p>	<p>■木材加工施設の整備</p> <p>製材加工及び木材チップ製造施設が平成27年3月末の完成。原木の安定供給を図るため、サプライチェーンセンターによる「発電用木材の安定供給に係わる意向書」を締結</p>	<p>■木質バイオマス発電施設整備の延期</p> <p>参加企業の出資及び金融機関の融資に係る調整を経て、早期着工を図る予定</p>	<p>■木質バイオマス発電施設の早期着工</p>
	<p>■既存水力発電設備の有効活用</p> <p>・新規発電所の建設</p> <p>・水の有効活用による「地消地産」の推進</p> <p>・企業局の蓄積した技術を活用した技術支援</p> <p>・発電による利益の一般会計への繰り出し</p> <p>■技術開発やサプライチェーン構築の支援</p> <p>環境エネルギー分野の技術やノウハウの産業化に向けて、発展潮流にある技術等を見極め、関係者が認識を共有するための勉強会等を開催</p> <p>■新たな事業の担い手の育成、ビジネスモデルの創出支援</p> <p>・地域で自然エネルギー事業をけん引する高度人材を育成するための2年間のプログラムを開始</p> <p>・地域主導型のビジネスモデルの創出に向けて、自然エネルギーによる売電や熱供給などの事業化を支援</p> <p>・自然エネルギー事業のリスク軽減に向けて、知事会や自然エネルギー協議会を通じて、国に対する提言活動を実施</p>	<p>・高遠発電所及び奥裾花第2発電所を建設し、H29.4.1から運転開始(約6,250千kWh 1,750世帯分)</p> <p>・西天竜発電所の大規模改修による発電効率の向上、小渋第2及び奥木曾発電所の出力増強等工事の実施</p> <p>・企業局に「中小規模水力発電技術支援チーム」を設け、県内で小水力発電事業に取り組む事業主体に対し、専門的な助言や、個別相談等を実施(H25～27年度 相談実績17件)</p> <p>・地域主導による自然エネルギーの普及拡大を推進するため、「長野県自然エネルギー地域積立金」へ積立一般会計へ繰出し(平成26年度～28年度で総額5億円を繰出し)</p> <p>■環境エネルギー分野の産業化の成功事例を持つドイツとの交流</p> <p>H23年度 一回 → H28年度 2回</p> <p>■環境エネルギー分野の産業化に向けた勉強会</p> <p>H23年度 一回 → H28年度 5回</p> <p>■飯田自然エネルギー大学の受講生数</p> <p>平成23年度 一人 → 平成28年度 17人</p> <p>■地域主導型の自然エネルギー事業の事業化支援件数[再掲]</p> <p>発電事業</p> <p>平成23年度 一件 → 平成28年度 26件</p> <p>熱利用事業等</p> <p>平成23年度 一件 → 平成28年度 25件</p> <p>■1村1自然エネルギープロジェクト登録件数</p> <p>平成23年度 一件 → 平成28年度 203件(累計)</p>	<p>■事業は順調に進捗</p> <p>■パリ協定の発効などにより、環境エネルギー分野は成長産業と期待</p> <p>■地域主導型の自然エネルギー事業については、太陽光発電の事例が生じているものの、太陽光発電以外(風力、小水力、バイオマス、地熱)の導入が低調</p>	<p>■今後も、経営の安定に努めるとともに、地域貢献に積極的に取り組む</p> <p>■県管理ダムを活用した新たな水力発電所を建設</p> <p>■各部局連携による「小水力キャラバン隊」などによる、設置希望者への技術的な支援を実施</p> <p>■新たに設置する環境エネルギー分野の産業化研究会(仮称)における産官学民連携による県内企業の産業化支援</p> <p>■収益納付型補助金の見直し検討</p>
	イ 再生可能な熱・燃料の拡大	<p>■グリーン熱供給設備の増加</p> <p>木質バイオマスをはじめとする地域主導型の自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、初期投資を軽減することで、事業化や設備導入に取り組む事業者を支援</p>	<p>■自然エネルギー熱導入量[再掲]</p> <p>H23年度 814.0TJ → H28年度 1,124.1TJ</p> <p>■地域主導型の熱供給・熱利用事業の事業化支援件数[再掲]</p> <p>H23年度 一件 → H28年度 25件(累計)</p>	<p>■自然エネルギーの熱導入量の進捗は、低調</p> <p>■熱利用のための設備導入を進める上で、エネルギーの種別毎に課題が存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通: 導入コストが高い ・木質バイオマス: 安定した燃料供給体制の確立 ・地中熱: 認知度が低く、導入コストが非常に高い ・太陽熱: 太陽光発電との競合

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性									
総合的な地球温暖化対策の推進	ア 地球温暖化の抑制	<p>■市町村における熱回収等の焼却施設(発電含む) H23年度 19施設 ⇒ H27年度 19施設</p> <p>■フロン類の充填回収の実績(平成27年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機器回収台数</th> <th>フロン類回収(充填)量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収実績</td> <td>16,527台</td> <td>82,445kg</td> </tr> <tr> <td>充填実績</td> <td>8,480台</td> <td>87,941kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>■間伐の推進 平成25～27年度までの間伐実績 53,466ha</p> <p>■木造公共施設の整備 平成25～27年度までの整備数 43施設</p>		機器回収台数	フロン類回収(充填)量	回収実績	16,527台	82,445kg	充填実績	8,480台	87,941kg	<p>■施設整備は、建設地の決定や設備の検討について時間が必要</p> <p>■オゾン層保護と地球温暖化防止の観点から、ノンフロン製品への転換と、使用時及び廃棄時のフロン類の適切な取り扱いが必要</p> <p>■間伐については、「長野県森林づくりアクションプラン」での計画面積未達成</p> <p>■木造公共施設整備事業(国庫) 制度改正による補助率の減により、木造公共施設の整備要望が減少</p>	<p>■市町村等におけるごみ処理広域化計画に基づき、平成28年度以降は熱回収等の焼却施設の整備は進む予定</p> <p>■オゾン層保護と地球温暖化防止の観点から、事業者等への法の周知、指導を通じ、フロン類の排出抑制と適正処理を推進</p> <p>■間伐の推進 「長野県森林づくりアクションプラン」を見直した上、推進</p> <p>■木造公共施設整備事業の整備促進 市町村等へ整備促進を依頼し、県産材の利用を促進</p>
		機器回収台数	フロン類回収(充填)量										
回収実績	16,527台	82,445kg											
充填実績	8,480台	87,941kg											
イ 地球温暖化の適応	<p>■地球温暖化の影響把握と予測</p> <p>・信州・気候変動モニタリングネットワークの構築 国や県の機関、研究機関、大学等において観測されている気象情報を県環境保全研究所がに収集し、気候変動の現状把握や将来予測に活用</p> <p>■影響予測に基づく、関係主体と連携した対策</p> <p>・信州・気候変動適応プラットフォームの構築 産学官が農業、防災、生態系等の分野における気候変動の影響情報や認識を共有することにより適応策を促進</p>	<p>■H26.11月、信州・気候変動モニタリングネットワーク構築(51機関) H29.3月までに全532地点のうち348地点、最大約100年分の気象情報を収集、整理</p> <p>■H28.10月、信州・気候変動適応プラットフォーム構築(49機関) H29.3月までに農業、防災の分野別部会を計3回開催し、気候変動の影響情報について共有、意見交換</p>	<p>■H27.11月に国の適応計画が策定され、国の適応策の取組が活発になることが想定</p>	<p>■国の動きを注視しながら、信州・気候変動モニタリングネットワークと信州・気候変動適応プラットフォームの取組を継続</p>									

主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性
------	----------	--------	--------

◆循環型社会の形成～「もったいない」を大切に、信州が誇るライフスタイルを～

廃棄物の発生抑制・再資源化の推進	<p>ア 廃棄物の発生抑制の推進</p> <p>■身近な取組を契機とした生活全般における発生抑制の推進 ・レジ袋無料配布中止の拡大 ・「食べ残しを減らそう県民運動～eプロジェクト～」の展開</p> <p>■一般廃棄物処理の有料化制度の推進 市町村に対する有料化の事例紹介や啓発を実施</p> <p>■排出事業者の発生抑制の支援 ・多量排出事業者の減量等の取組に係る計画の策定・実施に係る支援を実施 ・産業廃棄物処理技術等研修会等の研修会を実施</p>	<p>■マイバッグ持参率は増加 H23年度末52.3%⇒H27年度末67.8%</p> <p>■「食べ残しを減らそう県民運動～eプロジェクト～」協力店登録数 H23年度末252店舗(飲食店、宿泊施設)⇒H27年度末440店舗(飲食店、宿泊施設、小売店)</p> <p>■有料化導入市町村は微増 H23年度59市町村⇒平成28年度61市町村</p> <p>■多量排出事業者の排出量は増加傾向 報告数 H23年度296件⇒H27年度460件 H23年度3,204千トン⇒H27年度3,609千トン</p>	<p>■マイバッグ持参率の伸び悩み 現在は、持参率60%台を横ばいで推移</p> <p>■協力店増加のための周知啓発</p> <p>■有料化導入市町村の伸び悩み</p> <p>■排出量の抑制が未達成の多量排出事業者がある</p>	<p>■協議会において検討 レジ袋削減推進協議会の中に検討会を設置し、今後の方向性を検討</p> <p>■各種団体等と連携し、機会を捉えた周知啓発の推進</p> <p>■市町村の研修会等における排出抑制の周知啓発</p> <p>■多量排出事業者に対する指導の継続</p>
	<p>イ 資源の循環利用の推進</p> <p>■各種リサイクル法の円滑な推進</p> <p>■使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づく登録・許可事務について、適正な運用を図るとともに、地球温暖化防止のため、カーエアコンからのフロン類の回収が適正に行われるよう事業者指導を実施</p> <p>■建設工事現場パトロールによる指導 解体現場のパトロールを年2回実施(10地方事務所及び7特定行政庁市町村)</p>	<p>■第8期長野県分別収集促進計画を策定(容器リサイクル)</p> <p>■家電リサイクル法の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合 H25年度53%(41市町村)⇒平成28年度54.5%(42市町村)</p> <p>■小型家電リサイクル法の使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合 H25年度22%(17市町村)⇒H28年度63.6%(49市町村)</p> <p>■引取報告件数(平成27年度) 引取業 64,946件 フロン類回収業 56,040件 解体業 66,941件 破碎業 63,520件</p> <p>■立入検査の状況(平成27年度) 立入検査件数 556件 うち、指導件数 5件</p> <p>■パトロール実施状況 H28年度実績:200件</p>	<p>■県内の分別収集状況は全ての品目において全国平均以上</p> <p>■平成32年度県の目標(平成30年度国の目標)100%未達成</p> <p>■平成32年度県の目標(平成30年度国の目標)80%未達成</p> <p>■引取業者に引き取られた使用済自動車のうち、処理費用が必要となる特定再資源化等物品(フロン類、エアバッグ等)はリサイクル料金により適正処理</p> <p>■パトロール実施時期の固定化 全国一斉のパトロール強化月間の時期が固定しているため、事業者はその期間に解体工事を実施しないような風潮が発生</p>	<p>■第8期計画に基づき、分別収集を促進</p> <p>■小売業者の引取義務外品の回収体制構築に関する情報提供等により市町村を支援</p> <p>■市町村及び県民に対する情報提供のほか、処理体制の広域化などの要望があれば市町村を支援</p> <p>■関係団体と連携し、制度の適切な運用を推進</p> <p>■普及・啓発と指導の徹底 引き続き強化月間の実施時期について国への意見提出を行うなど、全国の動向も踏まえつつ、普及・啓発と指導の徹底を図り、建設リサイクルを促進</p>
廃棄物の発生抑制・再資源化の推進	<p>ウ 排出抑制・再資源化の総合的な取組</p> <p>■一般廃棄物の3Rの推進 市町村や事業者に対する研修会等により排出抑制や再資源化の取組を実施</p> <p>■産業廃棄物の3Rの推進 産業廃棄物3R実践協定を推進し、事業者の自主的な3Rの取組を支援</p> <p>■県民総参加による3Rの推進 ・各種美化キャンペーンの実施 地域、市民団体、学校、企業、行政など、多様な主体が実施している環境美化活動の輪を更に県民運動として広げ、観光地も含めた環境美化運動を推進し、長野県全体をきれいにする「きれいな信州環境美化運動」の運動を展開</p>	<p>■一般廃棄物総排出量は減少傾向、リサイクル率は低下傾向 総排出量 H23年度683千トン ⇒ H27年度654千トン リサイクル率 H23年度25.4% ⇒ H27年度23.0%</p> <p>■産業廃棄物3R実践協定締結事業者は増加傾向 H23年度 135事業者 ⇒ H28年度 172事業者</p> <p>■「きれいな信州環境美化運動」キャンペーン期間中の実績 平成23年度参加人数 約22.5万人 ⇒ 平成28年度参加人数 約28.3万人</p>	<p>■店頭回収の広がり等による市町村が関与する一般廃棄物のリサイクル率が低下傾向</p> <p>■協定締結事業者の伸び悩み</p> <p>■各種美化キャンペーンは活発化 市町村主催の環境美化活動を中心に参加人数が増加</p>	<p>■引き続き、市町村等に対して3Rの推進による廃棄物の排出抑制について支援を継続</p> <p>■協定未締結事業者への周知啓発方法を検討</p> <p>■環境美化活動の普及・啓発について、従来の手法を見直し、費用対効果が高い方法を検討し実施</p>

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性
廃棄物の適正処理の推進	<p>ア 廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一般廃棄物の適正処理の確保に向けた市町村支援 市町村における一般廃棄物処理計画の策定や一般廃棄物会計基準の導入について、研修会等における情報提供等を実施 ■廃棄物管理票制度の適切な運用の促進 研修会等を通じて制度の周知を図るとともに、電子マニフェストの普及を図るため、操作体験セミナーを実施 ■産業廃棄物の県外流出・県内流入の調査 産業廃棄物の県外流出・県内流入を把握・活用 ■特定有害廃棄物の適正処理の推進(PCB) PCB廃棄物については、期限内の処理に向けて、改正法や中小企業者に対する補助制度について説明会等を実施 ■県外産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入する際の事前協議制度の適切な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ■一般廃棄物処理計画は、全ての市町村で策定 ■電子マニフェスト普及率は増加傾向 H23年度 19.2% ⇒ H27年度 28.3% ■県外流出超過の状況が継続 H23年度 25.4万トン流出超過 ⇒ H27年度 24.2万トン流出超過 ■高濃度PCB廃棄物の処理数(変圧器の場合) H23年度 340台 ⇒ H27年度 308台 ■平成27年度の協議実績 受入処分場数 3 協議件数 354件 県内搬入量 21,445t 	<ul style="list-style-type: none"> ■電子マニフェストの更なる普及拡大 ■県外流出超過の状況が継続 ■PCB含有機器の把握と期限内の確実な処理 ■事前協議は適切に運用 	<ul style="list-style-type: none"> ■電子マニフェストの導入促進に向けた周知・啓発 ■引き続き、県外流出、県内流入の状況を把握 ■PCB含有機器の把握については、現地機関の応援を得ながら、掘り起し調査の実施及び、早期処理に向けた指導を実施 ■事前協議制度の適正な運用継続
	<p>イ 不適正処理・不法投棄防止等の監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ■産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し計画的・重点的な立入検査を行い適正処理の指導を行うとともに、不適正処理業者に対しては迅速かつ厳正な監視指導及び行政処分を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物処理業者等への立入検査 平成27年度 12,852件 ■行政処分の実施状況 平成27年度 13件 	<ul style="list-style-type: none"> ■産業廃棄物の排出事業者や処理業者等による不適切な処理 	<ul style="list-style-type: none"> ■産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する計画的・重点的な立入検査等による適正処理に関する啓発及び監視指導の実施

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性
--	------	----------	--------	--------

◆水・大気環境の保全

水環境の保全と適正な利活用	ア 水資源の保全	<p>■水源地域における土地取引の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県豊かな水環境の保全に関する条例」を制定(平成25年3月)し、水資源を保全する必要があると指定した地域(水資源保全地域)における土地取引等の事前届出制を実施 ・必要に応じ水資源の保全が懸念されるような行為を行わないよう助言 <p>■市町村や関係団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水資源保全対策地域連絡会議の開催 地下水の適正な利用が図られるよう、地域政策局単位で連絡会議を開催し、市町村の取組を支援 <p>■水の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施 	<p>■市町村長の申出により水資源保全地域として指定</p> <p>平成28年度 5市町村13地区16水源</p> <p>■地域連絡会議を開催し、市町村が策定する地下水に関するルールづくりの取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水資源の保全に関する条例等の制定状況 <p>平成24年度 46市町村 → 平成28年度 54市町村(H28.4.1)</p> <p>■小水力発電キャラバン隊に係る支援実績(平成25年度～28年度累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別出張相談会相談件数 62件[再掲] ・適地選定講習会参加者数 34団体 	<p>■水資源保全地域の指定について、地権者の把握及び同意等が困難なため低調</p> <p>指定率 平成28年度 15.0%</p> <p>■外国資本による土地取引に関し、地下水への影響が懸念されるような問題は未発生</p> <p>指定地域の事前届出件数 0件</p> <p>■地下水への影響が懸念される状況に対する対応について、地域ごとに温度差</p> <p>■事業者から水利権や許認可手続きが困難である点があげられており、継続して支援が必要</p>	<p>■水資源保全地域の指定に関する推進の見直し</p> <p>指定見込みのある地域を精査し、指定を推進</p> <p>■地域連絡会議を開催し市町村を支援</p> <p>連絡会議を必要に応じ開催し、地下水の適正な利活用が図られるよう、市町村の取組を支援</p> <p>■小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を継続実施</p>
	イ 水源林の保全	<p>■保安林の指定</p> <p>■森林の水涵養機能の向上</p> <p>間伐の推進及び再造林の促進</p> <p>■水源林保全に関する普及啓発、森林所有者への指導・情報提供</p>	<p>■保安林の整備を計画的に推進</p> <p>平成27年度末の民有保安林の配備率 33.2%(227,164ha)</p> <p>■間伐の推進及び再造林の促進</p> <p>平成25～27年度までの間伐実績 53,466ha</p> <p>■県植樹祭・広報誌による啓発を実施</p>	<p>■間伐等の手入れが主であり、再造林はほとんど行われていない状況</p> <p>■間伐の推進及び再造林の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県森林づくりアクションプラン」で計画した間伐面積を未達成 ・林齢の平準化と森林資源の利活用の推進が必要 	<p>■「長野県森林づくりアクションプラン」の見直し</p> <p>■アクションプランにおける「災害に強い森林づくりの推進」のため、災害の危険性が高い森林等の、計画的な保安林の指定の推進</p> <p>■間伐の推進及び再造林の促進</p> <p>間伐の推進及び伐採と植林を同時に実施することによる再造林経費の低コスト化により、林齢の平準化と森林資源の利活用を推進</p> <p>■新たな森林所有者に対して、取得目的に応じた指導・情報提供の実施</p>
安心安全な水の保全	ア 水質の保全	<p>■水質監視</p> <p>○河川</p> <p>水質常時監視を実施</p> <p>○湖沼</p> <p>環境基準を達成していない湖沼(諏訪湖及び野尻湖を除く)について、汚濁原因の調査等を進めるとともに、県、関係市町村、地域住民が連携し、湖沼の特性に応じた水質保全対策を推進</p> <p>○地下水</p> <p>水質測定計画に基づき、地下水の概況調査及び継続監視調査を実施</p> <p>○ゴルフ場、最終処分場などが設置されている上流域</p> <p>ゴルフ場における農薬の使用状況等も考慮し、農薬、金属化合物、有機塩素系化合物等について水質測定を実施し水質汚濁の防止を推進</p> <p>○水質汚濁事故の対応及び事故防止の指導・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時は関係地域にある水道事業者へ連絡し、消防・市町村等関係機関と連携して被害拡大の防止を推進 ・一般家庭等に対し、市町村・消防署の関係機関とともに灯油の流出事故防止等の指導・啓発の実施 	<p>■河川の水質環境基準達成率は良好な状況</p> <p>BODの水質環境基準達成率は90%を超過(平成11年～)</p> <p>■最近5か年の湖沼のCODの水質環境基準達成率は、40～50%台で推移</p> <p>■水質測定計画に基づき、県内の地下水調査を実施</p> <p>平成27年度(長野市・松本市を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概況調査: 64井戸(うち、環境基準超過2井戸) ・継続監視調査: 168井戸(うち、環境基準超過69井戸) <p>■水質保全目標値を超過した地点なし(平成27年度)</p> <p>■水質汚濁事故発生件数は、横ばい傾向(水大気環境課に報告のあったもの)</p> <p>平成27年度 144件(うち、油類流出事故の占める割合81.3%)</p>	<p>■特になし</p> <p>■特になし</p> <p>■環境基準超過井戸については、汚染源不明又は自然由来であるため、有効的な対策が困難な事例が発生</p> <p>■特になし</p> <p>■冬季は油類の流出事故が頻発し、水道の取水に影響を与える事例も発生</p>	<p>■水質調査を継続実施</p> <p>■水質調査を継続実施</p> <p>■水質測定計画に基づき、県内の地下水調査を実施</p> <p>■水質調査を継続実施</p> <p>■事故発生時に関係機関において速やかな連絡を行うとともに、連携した被害拡大防止措置を実施</p> <p>■流出事故防止のための指導・啓発の実施</p>

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性	
安心 安全な 水の 保全	<p>■発生源対策</p> <p>○工場等の事業場排水 水質汚濁防止法等の特定事業場に対する立入検査を行い必要な指導を実施</p> <p>○農地等の非特定汚染源対策 長野県食と農業農村振興計画に基づき、エコファーマーや信州の環境にやさしい農産物認証制度について、面的拡大を図るため、産地・選果所・直売所等の集団での認定、認証取得を推進</p>	<p>■平成27年度立入検査件数 1,187件(監視率:11.0%)</p> <p>■信州の環境にやさしい農産物認証面積 平成23年度 1,594ha → 平成28年度 1,926ha</p>	<p>■立入検査時の排水調査において、排水基準超過をしている事業場の存在</p> <p>■構造基準等に適用していない事業場の存在</p> <p>■組織的、面的な拡大が必要 環境に配慮した農業への意識は醸成されてきているが、信州の環境にやさしい農産物認証取得による販売メリットが少ないため、組織的、面的な拡大が課題</p>	<p>■水質汚濁防止法等の特定事業場に対する立入検査を実施し、必要な指導の実施</p> <p>■推進方法の検討 環境にやさしい農業技術現地実証圃の成果や認証取得者の事例、コスト削減技術などを農業者がメリットを感じられるよう研修会等で周知し、取組農家の増加、更なる面的拡大の推進(再掲)</p>	
	イ 生活排水対策	<p>■生活排水施設の早期の整備完了 未整備地域の早期解消、下水道接続による水洗化を促進。</p> <p>■既存施設の安定した経営の促進 生活排水に係るコストやエネルギーの削減を推進するとともに、施設や処理区の統合などによる既存施設の効果的な運用を推進</p> <p>■生活排水から生じる汚泥等の有効活用 生活排水から発生する汚泥について、セメントの原料や堆肥など、利活用が可能なものについて積極的に活用を推進</p>	<p>■汚水処理人口普及率(整備率)等の上昇 汚水処理人口普及率(整備率) H23年度95.9% ⇒ H27年度97.4% 水洗化率(接続率) H23年度86.2% ⇒ H27年度89.8%</p> <p>■処理区の統合 農業集落排水処理区数 H23年度295 ⇒ H27年度279 (※下水道への統合等により減少)</p> <p>■下水汚泥・農業集落排水汚泥の有効利用率の増加 建設資材化・緑農地利用等の有効利用率 H23年度97% ⇒ H27年度99% (※残りは埋立処理)</p>	<p>■整備完了時期を見据えた事業の推進 ・施設整備が進み汚水処理人口普及率は全国6位 ・残りの未普及地域については、整備が完了する時期を見据えて事業を進めることが必要</p> <p>■事業の効率化 人口減少による有収水量の減、施設の改築更新費の増等、経営環境が厳しさを増す中、処理区の統廃合、汚泥処理の共同化等による事業の効率化が必要</p> <p>■エネルギー利用 汚水処理には大量のエネルギーを要する一方、多様なエネルギー創出ポテンシャルを内在</p> <p>■汚泥の安定処分と新たな利活用 高い水準で汚泥の有効利用が図られているが、複数の処分先の確保によるリスク分散とともに、より有用な利活用の開拓が必要</p>	<p>■生活排水施設整備の着実な推進 H37年度までに下水道等の集合処理は整備を完了する見込み。集合処理が適さない中山間地等は浄化槽の整備を促進</p> <p>■広域連携による事業の効率化の一層の推進 処理区の統廃合(市町村の枠組みを越えた統廃合も含む。)の推進 生活排水事業の広域化・共同化に係る市町村間の協議</p> <p>■創エネ・省エネの取組 流域下水道において、創エネ・省エネの取組の工程表(スマートエネルギープラン)を策定。(プランは市町村の取組の支援にも利用)</p> <p>■新たな利活用技術の導入 リン回収など、新たな利活用技術の導入について、民間事業者のノウハウの活用を含めて検討</p>
快適な 水環境 の 保全	ア 水辺地、水辺空間の保全	<p>■親水性に優れた水辺づくり ・「信州のいい川づくり」モデル事業の実施 最新の多自然川づくりの考え方を取り入れ、地域の特色を活かした河川改修を推進する「信州のいい川づくり」モデル事業を「遠山川」、「湯川」、「保福寺川」の3河川で実施するとともに、各河川において研修会を開催</p> <p>・河川愛護活動への支援 水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、地域で実施する草刈りや清掃活動などの支援を実施</p>	<p>■モデル事業河川における現地研修会の実施 ・遠山川(H27年1月) ・湯川(H27年10月) ・保福寺川(H28年8月)</p> <p>■河川愛護活動の延べ活動人数は減少傾向 H24年度 177,445人 ⇒ H28年度 162,644人</p> <p>■河川愛護活動の活動団体は増加傾向 H24年度 909団体 ⇒ 平成28年度 936団体</p>	<p>■高齢化による活動回数の減少</p> <p>■河川愛護活動に参加する団体は増加</p>	<p>■他河川への応用 「信州のいい川づくり」モデル事業で実施した内容を検証し、他河川へ応用</p> <p>■河川愛護活動の支援 水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるよう努めるとともに、河川愛護活動団体が実施する河川環境美化活動を支援</p>
	イ 水環境とふれあいの推進	<p>■学習機会の充実 ・せせらぎサイエンス事業(水生生物の観察) せせらぎサイエンスの指導者講習会を実施し普及啓発</p> <p>■こどもエコクラブ事業[再掲] こどもたちの水環境に対する意識を高めるため、事業等を通じ環境教育を推進</p>	<p>■せせらぎサイエンス事業実施状況は横ばい 平成25年度 22団体 → 平成27年度 20団体</p> <p>■クラブ数等の状況 平成23年度 119クラブ、4,700人 → 平成28年度 35クラブ、1,675人</p>	<p>■せせらぎサイエンス事業実施団体の掘り起こし</p> <p>■クラブ数の減少 少子化によるものと推測されるが、クラブ数は減少傾向</p>	<p>■せせらぎサイエンスの指導者講習会を実施し普及促進</p> <p>■事業の周知を継続</p>

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性	
大気環境等の保全	ア 大気環境の保全	<p>■大気環境の常時監視 県内各地の市街地や交通量の多い道路周辺などにおいて、大気汚染防止法に基づき大気汚染物質等の常時監視を実施</p> <p>■発生源に対する監視・指導 ばい煙発生施設や一般粉じん発生施設など、大気汚染物質の発生源に対し立ち入り検査を実施し、状況に応じて改善措置等の指導を実施</p>	<p>■環境基準の達成状況の把握 大気環境(光化学オキシダント除く) H23年度 100% ⇒ H27年度 100% 屋間の光化学オキシダント H23年度 95.8% ⇒ H27年度 93.0%</p> <p>■監視指導の徹底 立入検査件数 H23年度 2572件 ⇒ H27年度 2795件 改善指示件数 H23年度 82件 ⇒ H27年度 64件</p>	<p>■継続的な環境基準達成状況の把握</p> <p>■適切な届出、排出基準の遵守等の監視指導の徹底</p>	<p>■環境基準達成状況の把握のための調査継続</p> <p>■徹底した監視指導の継続</p>
	イ アスベストの対策	<p>■発生源対策 ・特定粉じん排出等作業を行う事業者への立入検査を行い、飛散防止の徹底を図るための指導を実施 ・アスベスト取扱い事業者に対する監視を行うとともに、必要に応じて事業場周辺の環境モニタリング調査を行い、適正処理の徹底と安全の確保を促進</p> <p>■環境モニタリング調査 一般環境及び道路周での環境モニタリング調査を計画的に実施</p>	<p>■監視指導の徹底 特定粉じん排出等作業 立入検査件数 H23年度 173件 ⇒ H27年度 234件</p> <p>■事業場周辺の環境モニタリング調査の実施 H23年度 7地点(4事業所) ⇒ H27年度 7地点(4事業所)</p> <p>■環境モニタリング調査を一般環境10箇所と道路周辺1箇所の県内11箇所において年2回実施 これまでの調査結果では、全ての地点において特に高い濃度は未検出</p>	<p>■特定粉じん排出等作業における作業基準遵守等の監視指導の徹底</p> <p>■アスベスト取扱い事業場等周辺大気中のアスベスト飛散状況の把握</p> <p>■継続的なアスベスト飛散状況の把握</p>	<p>■特定粉じん排出等作業に対する全件立入検査の実施継続</p> <p>■事業場周辺の環境モニタリング調査の実施継続</p> <p>■環境モニタリング調査の継続により、県民の安心・安全を確保</p>
	ウ 騒音・振動・悪臭の防止	<p>■騒音・振動・悪臭の防止 ・市町村などの実情に応じて環境基準の類型指定や規制地域の指定を行い、生活環境を保全 ・道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況を把握 ・市町村職員を対象とした講習会を開催するなど、騒音・振動・悪臭の環境保全対策について、市町村への技術的支援を実施</p>	<p>■指定地域の見直し 新幹線沿線市町に土地利用状況について照会を行い、平成25年に新幹線鉄道騒音に係る環境基準の指定地域の見直しを促進</p> <p>■環境基準の達成状況の把握 ・自動車騒音 H23年度 91.6% ⇒ H27年度 94.5% ・新幹線鉄道騒音 H23年度 69.2% ⇒ H27年度 50.0%</p> <p>■市町村への技術的支援 市町村職員を対象に研修会を開催し、法令の理解や測定技術向上の支援を実施</p>	<p>■後住者対策</p> <p>■新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率の低下</p>	<p>■まちづくり部局等との連携と適切な地域指定</p> <p>■引き続き環境基準達成状況の把握を行い、事業者へ継続的に要請</p> <p>■市町村の状況に応じて、引き続き必要な支援を実施</p>
化学物質対策	ア ダイオキシン類対策	<p>■ダイオキシン類対策 ・大気・水質・土壌環境中のダイオキシン類濃度の調査を実施し、汚染状況を把握</p> <p>・廃棄物処理施設など発生源に対する監視を行うとともに、基準値を超過しないよう指導</p> <p>■環境モニタリング調査 廃棄物焼却施設など発生源に対する監視を行うとともに、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく環境基準を超過しないよう指導</p>	<p>■環境基準達成を維持 H23年度 100% ⇒ H27年度 100%</p> <p>■監視指導の徹底 立入検査件数 H23年度 504件(施設数188) ⇒H27年度 565件(施設数163)</p>	<p>■継続的な環境基準達成状況の把握</p> <p>■環境基準達成維持のための発生源に対する監視指導の徹底</p>	<p>■環境基準達成状況の把握のための調査継続</p> <p>■徹底した監視指導の継続</p>
	イ 化学物質対策	<p>■化学物質の管理及び情報提供 PRTRの円滑な運用により、化学物質の環境への排出量を把握し、その結果を公表するとともに、事業者の自主的な管理の改善を促進</p> <p>■化学物質の調査・研究 未規制化学物質の分析法開発に取り組むとともに、化学物質の環境中における残留調査を行い、環境汚染の実態を把握</p>	<p>■PRTR県内届出件数及び届出排出量 H23年度 1,239件 ⇒ H27年度 1,149件 届出排出量 H23年度 1,900トン⇒H27年度 1,800トン</p> <p>■毎年、分析法開発業務及び環境調査業務を環境省より受託</p>	<p>■届出対象事業者への届出の指導及び化学物質の自主的な管理の改善</p> <p>■化学物質の環境リスクについて、定量的な検討と評価を継続し十分な知見が得られているとは言えないため、科学的な観点から定量的な検討と評価を継続していく必要</p>	<p>■適切な届出や自主的な管理の改善等、監視指導を継続</p> <p>■国の調査研究に引き続き協力 化審法規制対象等の基礎資料とし環境保全施策に資するため、化学物質に関する国の調査研究への協力を継続</p>

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性
放射能対策	<p>ア 空間放射線量の把握</p> <p>■モニタリングポストによる常時監視(国委託) 県合同庁舎(飯山、松本、大町、諏訪、飯田)、県環境保全研究所、軽井沢町役場で空間放射線量を常時測定</p> <p>■NaIシンチレーションサーベイメータによる定期監視(県独自) モニタリングポストが設置されていない合同庁舎(中野、上田、佐久、伊那、木曾)でNaIシンチレーションサーベイメータを用い、空間放射線量を月1回測定</p>	<p>■モニタリングポストによる常時監視(国委託) 測定結果をオンラインで国に報告するとともに、県ホームページに掲載</p> <p>■NaIシンチレーションサーベイメータによる定期監視(県独自) 県ホームページに掲載</p>	<p>■継続的な空間放射線量の把握</p>	<p>■県民の安心安全のため、定期的な測定を継続</p>
	<p>イ 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る対応</p> <p>■放射線物質の検査 ・水道水の定期的な調査を実施 検査の結果、国が定める基準を超えるものは、汚染水源の使用禁止、摂取制限など必要な措置を関係市町村又は水道事業者へ指示又は要請し、結果を公表</p> <p>・上下水道施設の汚泥等や廃棄物焼却施設の焼却灰等の検査により基準の適合状況を調査</p> <p>・農畜産物における放射性物質検査の実施 県産農畜産物に関する不安を払拭するため、農畜産物の放射性物質検査を実施</p> <p>・給食用食材の放射性物質に係る検査の実施</p>	<p>・県内9か所において、定期的に放射性物質の県独自調査を実施 調査を開始した平成23年3月以降、全ての地点で放射性物は不検出</p> <p>■焼却施設の状況 ・焼却施設の燃え殻又はばいじんに係る放射性物質の行政検査実施状況 (放射性セシウム濃度が100Bqを超える施設等) 平成23年度 43施設→平成28年度 1施設 ※平成24年度以降は、前年度調査で100Bqを超えた施設が調査対象 平成28年度調査の結果は100Bqを下回った。</p> <p>■最終処分場の状況 ・最終処分場に係る放射性物質の行政検査 過去に特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋め立てた最終処分場及び最終処分場跡地(計2施設)の放流水及び周辺地下水の調査結果は、平成23年度以降の調査で全て不検出</p> <p>■平成23年度から平成28年度まで53,408検体実施</p> <p>■検査の実施状況 検査を開始したH23.12.7以降H29.3.24現在15,537検体の検査を実施</p>	<p>特になし</p> <p>■住民からの不安の声 事業者は法令に従い適正に処理しており、生活環境保全上の支障は生じていないが、住民に放射性物質を含む廃棄物に係る懸念が存在</p> <p>■農畜産物の検査対象自治体からの除外 平成29年3月24日の国のガイドラインの改正により、栽培/飼養管理が可能な品目と困難な品目に分けられ、栽培/飼養管理が可能な品目である農畜産物については検査対象自治体から除外</p> <p>■検査結果 ・流過程における検査体制が確立されてきたため、平成24年4月と6月に2検体基準を上回る放射性物質が検出されて以降は基準を上回る検体は未検出 ・給食では地場産物の活用や食育活動で児童・生徒が栽培した食材を活用することもあり流過程での検査を経ない食材の使用の可能性</p>	<p>■水道水の定期的な放射性物質の調査を継続 県としての放射性物質の測定に関する方向性を見ながら、当面は引き続き定期的な放射性物質の調査を継続</p> <p>■事業者に対するモニタリング実施の指導及び県独自のモニタリングの実施</p> <p>■平成28年度で牛肉を除く農畜産物については検査を終了 ■牛肉については、当面の間、検査を実施 (栽培/飼養管理が困難な品目である山菜、野生のきのこ、原木きのこ、野生鳥獣の肉については検査を継続)</p> <p>■検査の方向性 対象が給食用食材であり、全ての食材が流過程での検査を経ているわけではないことや、依然として根強い不信感を抱いている保護者もいることから、当面検査を継続</p>

主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性
------	----------	--------	--------

◆自然環境の保全～未来へつなごう生命(いのち)のにぎわい

多様な自然環境の保全	<p>ア 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進</p> <p>■希少野生動植物の保全対策の実施 ライチョウなど希少種の保全対策を実施</p> <p>■外来生物対策の推進 生態系への影響が懸念される外来生物対策を、本格的に実施</p> <p>■開発や産業活動での配慮 建設工事において、県産材の利用拡大を推進し、県外の資源利用による環境への負荷や生物多様性への負担を軽減</p>	<p>■希少野生動植物保護回復事業計画の策定数 H23:9種 ⇒ H27:13種</p> <p>■外来生物パンフレットの作成 外来生物を拡大させないためのパンフレットを作成し、研修会等で配布</p> <p>■毎年度の建設部施策方針において、建設工事における地産地消を推進 ■長野県土木工事共通仕様書及び工事発注時の添付資料である条件明示事項に県内産資材の優先使用を規定 ■建設部現地機関の会議や主に受注者を対象とした技術者セミナー等の機会があるごとに、県内産資材の優先利用の徹底について、受発注者ともに依頼</p>	<p>■希少種対策は限定的 保護対策を実施している希少種は一部のみ</p> <p>■地域の外来生物駆除活動が疲弊 ■効果的な外来生物対策が未確立 地域はアレチウリなどの外来生物の駆除に取り組んでいるが、生息・生育状況の実態が把握できていないほか、効果的な駆除方法が確立されていないため、対応に苦慮</p> <p>■県境での工事での確認 県境に近い工事現場においては、やむを得ない理由により県外産資材を用いる場合もあるが、その際も「県外産資材使用報告書」を提出させ確認を実施</p>	<p>■監視活動の強化・普及啓発の推進 希少野生動植物保護監視員による監視を強化するとともに、普及啓発をさらに推進</p> <p>■外来生物の戦略的対策 外来生物の効果的な駆除技術の開発や実態把握など、戦略的に外来生物対策を展開していく必要</p> <p>■県内産資材優先利用の推進の継続</p>
	<p>イ 連携と協働による保全対策の推進</p> <p>■自然公園や、自然環境保全地域等の保全 ・生物多様性を社会全体で守る取組の推進 企業や都市部の参画により、生物多様性を社会全体で支える仕組みとして「人と生きもの パートナーシップ推進事業」を開始</p> <p>■地産地消等の推進 ・県産農産物の利用拡大 「おいしい信州ふーど(風土)を食べよう!、育てよう! 地産地消キャンペーン」を協賛企業と合同で実施</p> <p>・県産材の利用促進 信州の木活用モデル地区支援事業や、木育による木と触れ合う機会の創出による県産材の利用促進を実施</p>	<p>■生物多様性パートナーシップ協定締結数 H23:0 ⇒ H27:9協定</p> <p>■「おいしい信州ふーど(風土)を食べよう! 育てよう! 地産地消キャンペーン実績 <協賛企業との協働> ・「匂ちゃん」の学校訪問:12校 ・地産地消関連イベントの開催:34回 ・地産地消シンポジウムの開催:1回</p> <p>■地域が主となる木材利用に資する取組実績 信州の木活用モデル地区支援事業(H25～H28)23事業</p> <p>■大人から子どもまで木に親しめる活動 木育推進事業 73市町村で実施</p>	<p>■企業要望と保全活動のミスマッチ 企業として生物多様性保全活動への支援の意向があっても、企業が支援したい保全活動が見つからず、不調となる場合</p> <p>■「食の”地産地産”」の取組 従来の「地産地消」の取組に加え、消費者サイドからの目線により県産農産物の利活用を進める「食の”地産地産”」の取組が開始</p> <p>■間伐材の利活用の要望が多い。 ■都市部での木材の活用や、林地残材のバイオマス利用などの有効活用が必要</p> <p>■都市部住民との連携 里山の利活用に関する取組を一過性のものでなく、継続的に行っていくために、地域での人と人とのつながりや、都市部住民との連携を進めていくことも課題</p>	<p>■参画する企業支援のさらなる拡大 生物多様性保全活動に対する企業支援の輪は徐々に広がっているが、さらなる支援の輪を拡大するため、企業の理解を得られる支援のメニューを増やすなどの取組を推進する必要</p> <p>■「おいしい信州ふーど(風土)を食べよう! 育てよう! 地産地消キャンペーン」により、協賛企業と協働で県産農産物の地産地消を促進</p> <p>■「食の”地産地産”」の取組により、県内の宿泊、飲食、給食等の関係事業者が活用する食材について、県外産から県産への「置き換え」を促進</p> <p>■地域が主体となった仕組みづくり 里山資源の活用に取り組む、自治組織や商店街、林業関係団体、企業、NPOなどが組織する団体の活動を支援することにより、地域が主体となって間伐材の利用を進める仕組みづくりを実現</p> <p>■木に親しむ学習機会の創出 継続的な県産材の活用のため、子ども達等が参加できる学習機会により、木材に対する親しみや木の文化に対する理解を深め、地域に根差した心豊かな県民性の育成を推進</p>
	<p>ウ 自然公園施設等の整備・管理</p> <p>■登山道や山小屋トイレの整備・改修 管理者不明な登山道の危険箇所解消を目的とした登山道整備事業に本格的に着手するとともに、環境配慮型トイレの整備に向けた取組を開始</p>	<p>■登山道危険箇所の解消数 H23:0箇所 ⇒ H28:93箇所(累計)</p> <p>■山小屋トイレにおけるし尿処理施設整備率の向上 H23:70.6% ⇒ H27:78.75%</p>	<p>■各山域間で登山道危険箇所数の認識に差がある 調査から3年が経過したことから、山岳関係者の認識する危険箇所数の乖離が発生</p> <p>■山小屋トイレのない場所でのし尿処理問題 山小屋トイレがない場所では、依然、し尿処理問題は継続</p>	<p>■各山域における山岳関係者による危険箇所の見直し 危険箇所の見直しとともに要整備箇所を選定</p> <p>■携帯トイレの普及促進 山小屋の環境配慮型トイレの導入を促進するとともに、携帯トイレの普及促進に向けた検討・取組を実施</p>
	<p>ア 自然と触れ合う機会の充実</p> <p>■自然とふれ合う機会の創出 ・自然解説を望む行事等に自然観察インストラクターを紹介 ・障がい者が自然に親しむ機会を提供する自然探勝会の開催</p>	<p>■自然観察インストラクター登録者数は、増加傾向 H23:287人 ⇒ H27:316人 ■自然探勝会の参加者数は、減少傾向 H23:374人 ⇒ H27:184人</p>	<p>■自然解説インストラクターの活動実績の差 ・活動実績に差があるとともに、研修も実施していないため、自然観察インストラクターの育成が不十分 ・登録者の約7割以上が60代と高齢化</p>	<p>■自然観察インストラクターのスキルアップ 自然観察インストラクターのスキルアップのため、研修会を開催するなど資質向上のための取組を実施</p>

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性	
自然との豊かなふれあいの確保	<ul style="list-style-type: none"> 森林(もり)の里親促進事業により企業等が森林整備に関わる機会の創出 森林セラピーの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■森林(もり)の里親契約数 H23年度末 75件 ⇒ H28年度末 129件 ■森林セラピー H28年度活動状況 ・森林セラピーガイド研修2回 ・企業向け体験バスツアー2回 	<ul style="list-style-type: none"> ■契約件数は順調に増加 ■森林セラピーガイドの利用者数は増加(H26 4,991人→H27 5,405人)しているが、更に認知度を向上 	<ul style="list-style-type: none"> ■企業への営業活動の実施と、県内に保養施設等を有する特別区へのPRの継続 ■企業向けPRを継続するとともに、シニア大学での講義を実施 	
	イ 観光利用との調和	<ul style="list-style-type: none"> ■エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進 ・エコツーリズムの推進 地域固有の自然資源に関する情報を発信 ・登山安全条例の制定 ・信州登山案内人の登録 ・グリーンツーリズム(農山村体験活動)の推進 各種セミナー、商談会、シンポジウム、体験ツアーの開催を通じたグリーンツーリズムの普及・啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ■「長野県魅力発信ブログ」に「自然と遊ぼう！ネイチャーツアー」のブログを立ち上げ、情報提供やPRを実施 ■登山の安全確保策の実施 ・登山計画書の提出義務化とともに、「登山を安全に楽しむためのガイドライン」を作成し、安全面に加え、自然への配慮の啓発を実施 ・毎年、信州登山案内人試験を行い、457人登録(H29. 2現在) ■都市農村交流人口は各年度の目標値を達成 H25目標値:560,000人 ⇒実績:608,703人 H26目標値:580,000人 ⇒実績:599,351人 H27目標値:580,000人 ⇒実績:604,427人 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域固有の自然資源の魅力発信が不十分 県立自然公園の認知度が県民の間で低いなど、地域固有の自然資源の魅力発信が不十分 ■信州登山案内人の活用が不十分 ■都市農村交流人口は順調に推移 ■農村体験受入れ側のレベルアップが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域固有の自然資源のさらなる魅力発信 自然資源をさらに魅力発信するとともに、自然資源の掘り起こしを実施 ■山岳遭難の防止に加え、山岳の魅力を発信するほか、信州登山案内人の活用やPRの実施 ■先進地の事例研修等を通じた農村体験受入れ側のレベルアップ
	ウ 自然公園の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ■自然保護センターを中心とした自然公園の管理 自然保護センターを拠点に、自然公園の保護と適正な利用の普及啓発を実施 ■県立自然公園の点検・検討 指定以来見直しのされてこなかった県立自然公園の点検・検討を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■県内自然公園全体の利用者数は、増加傾向 H23:3,545万人 ⇒ H27:3,613万人 ■県立自然公園利用者数は、減少傾向 H23:2,467,200人 ⇒ H27:1,755,400人 	<ul style="list-style-type: none"> ■県立自然公園の低い認知度 県立自然公園の認知度は他の自然公園よりも低く、地域住民が県立自然公園の管理に参加できていない状況 ※自然公園の認知度(H27県民アンケート) 国立公園:87.5%、 国定公園:75.7%、 県立自然公園:47.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ■協働型管理運営体制の構築 ・地域が公園のあり方を考える仕組みとして機能する「県立自然公園地域会議」を順次設置し、関係者が協力して公園を管理する「協働型管理運営体制」を構築 ・国が主導する国立公園の協働型管理運営体制に県として参画
森林や農山村の多面的機能の発揮	ア 森林整備による生活環境や良質な自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■間伐及び搬出間伐の推進 平成25～27年度までの間伐実績 53,466ha ■災害に強い森林づくり ■県産材加工流通体制の整備 ■担い手対策の推進 ■県産材に精通した人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ■間伐及び搬出間伐の推進 現在、「長野県森林づくりアクションプラン」による計画未達成 ■林業就業者数 H23年度末 2,461人 ⇒ H27年度末 1,789人 ■信州の木自給圏の構築 県内の2流域において、木材の池消地産体制づくりを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■間伐及び搬出間伐の推進 現在、「長野県森林づくりアクションプラン」による計画未達成 ■林業就業者数は近年減少傾向。一方素材生産作業に従事する者は増加し、本県の素材生産量も着実に増加 	<ul style="list-style-type: none"> ■アクションプランを見直した上で間伐を推進 ■今後、間伐に代わり、一定面積のすべてを伐採し、新たに植林する作業の本格化が見込まれるため、伐採から植林などの一連の作業を担う就業者を確保するため、引き続き関係機関と連携して人材の確保・育成を推進 ■県内各流域において、木材の「地消地産」体制づくりを構築
森林や農山村の多面的機能の発揮	イ 農山村の多面的機能の維持と環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ■草原環境の維持・再生 霧ヶ峰高原で草原の保全再生に取り組む団体を支援するとともに、草原の希少植物を二ホンジカの食害から守る取組として、忌避剤の実証試験に着手 ■農地及び農業用水の保全 ・農地、農業用水路等の資源や農村環境を保全するため、地域ぐるみの共同活動として実施 ・水路の泥上げ・補修、草花の植栽、農道への砂利補充などを支援 ■自然の力を活かした環境農業の推進 農業改良普及センターごとに設置した実証圃を活用した現地検討会等により、組織的な取組の拡大を重点的に推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■二ホンジカ忌避剤の有効性・安全性を確認 忌避効果など薬剤の有効性・安全性をデータで確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■草原における二ホンジカ対策の最適な手段 二ホンジカ対策には電柵や忌避剤などの複数の手段があるが、それぞれ景観への影響や効果範囲など、一長一短がある。 ■農地や農業用水路等の保全活動への地域住民参加が広がり、良好に保全されている農地面積は拡大 ■水田地帯に比べ、畑地帯は取組が遅延 ■取組意欲の醸成 環境に配慮した農業への意識は醸成されてきているが、認証取得による農産物の販売メリットが少ないため、農業者の取組意欲の向上が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ■草原状況・希少種の生育状況に応じた対策 草原の状況や希少種の生育状況に応じた対策を実施していく必要 ■事業制度の更なる周知 取組の遅れている畑地帯の原因を分析し、推進組織である「長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会」とともに巡回相談や研修会の開催を通じて事業制度を更に周知 ■推進方法の検討 実証圃の成果や認証取得者の事例、コスト削減技術などを農業者がメリットを感じられるよう研修会等で周知し、更なる面的拡大の推進

	主な取組	現状(主な成果)	課題(情勢)	今後の方向性
森林や農山村の多面的機能の発揮	ウ 野生鳥獣の保護管理			
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害集落の総合的な対策 ■ ニホンジカ等計画的な個体数調整の実施 ■ 狩猟者の育成・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害金額は7年連続で減少 各地の被害対策チーム、市町村等の連携により対策を推進 ■ ニホンジカ捕獲は、H23～27の5年間で、目標の157,000頭に対して178,000頭の捕獲を達成 ■ 狩猟者(狩猟登録者数)は6,000人前後とほぼ横ばい ■ ハンター養成学校を91名が修了 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害は減少傾向ではあるが、被害地域が拡大傾向 ■ ニホンジカは一部地域で捕獲しづらくなっており、H28は、年間の捕獲目標を下回る見込み ■ 狩猟者の高齢化による捕獲の担い手の確保が重要な課題 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害対策の継続とそれを地域でけん引する人材の育成が必要 ■ ニホンジカの捕獲にあたっては、シカの行動に合わせて確実に捕獲できる手法の導入と体制づくりが必要 ■ 狩猟者の新規参入者の定着及び高度な捕獲技術を持った者の育成が必要